



令和7年度 国分寺市納税カレンダー



	令和7年度												令和8年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
市・都民税 (普通徴収分)			第1期 (30日)			第2期 (1日)	第3期 (31日)				第4期 (2日)	随時期 (31日)		
固定資産税 都市計画税			第1期 (2日)	第2期 (31日)					第3期 (25日)			第4期 (2日)		
国民健康保険税	随時期 (30日)		随時期 (2日) 随時期 (30日)	第1期 (31日)		第2期 (1日) 第3期 (30日)	第4期 (31日)		第5期 (1日) 第6期 (25日)		第7期 (2日)	第8期 (2日) 随時期 (31日)		
軽自動車税			全期 (2日)		随時期 (31日)									
市・都民税 (特別徴収分)	毎月10日(ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合はその翌日)													
法人市民税	事業年度終了2ヶ月後(法定納期限)													

§ § 市税納付は「便利・簡単・安心」な口座振替をご利用ください § §



§ § 毎月第2土曜日に納税窓口を開設しています § §

午前9時～正午/市役所1階

休日納税窓口	令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		12日	10日	14日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	10日	14日	14日

※詳しくは市報・ホームページにてご確認ください。

【お問い合わせ】国分寺市 総務部 納税課 TEL. 042-325-0111 (内線) 1906・1908

$$(D) \quad (A) \quad (B) \quad (C) \\ \text{延滞金額} = \text{税額} \times \text{延滞日数} \times \frac{\text{延滞金の割合}}{365\%}$$

※うるう年の場合でも、1年の日数は365日で計算します。

- (A) 税 額… ① 2,000 円未満の税額の場合は、延滞金が加算されません。
② 税額 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- (B) 延 滞 日 数… ① 納期限の翌日から収納する日までの日数です。
- (C) 延滞金の割合… ① 令和7年1月1日から12月31日までの間は、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は、年2.4% (※) です。
② 1ヶ月経過後は、その日数に応じ、年8.7% (※) です。
- (D) 延 滞 金 額… ① 1,000 円未満の延滞金額の場合は徴収しません。
② 延滞金額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てます。

(※)

平成26年1月1日以降は、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合を延滞金特例基準割合（上限は年7.3%）とします。令和7年は年1.4%です。延滞金の割合は、延滞金特例基準割合に年7.3%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は、延滞金特例基準割合に年1.0%）を加算した割合となります。

平成25年12月31日までは、前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（上限は年7.3%）を特例基準割合としていました。

〈例1〉税 額 127,600 円 → 127,000 円
(千円未満の端数切捨て)

納 期 限 令和7年1月31日
収 納 日 令和7年3月31日

$$(1) 127,000 \text{ 円} \times 28 \text{ 日} \times \frac{0.024}{365} \\ \text{(2月1日から2月28日まで)}$$

+

$$(2) 127,000 \text{ 円} \times 31 \text{ 日} \times \frac{0.087}{365} \\ \text{(3月1日から3月31日まで)}$$

$$= (1) 233 \text{ 円} + (2) 938 \text{ 円}$$

$$= 1,171 \text{ 円} \rightarrow \text{延滞金額 } \boxed{1,100 \text{ 円}}$$

(百円未満の端数切捨て)

〈例2〉税 額 127,600 円 → 127,000 円
(千円未満の端数切捨て)

納 期 限 令和7年1月31日
収 納 日 令和7年2月22日

$$(1) 127,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \times \frac{0.024}{365} \\ \text{(2月1日から2月22日まで)}$$

$$= (1) 183 \text{ 円} \rightarrow \text{延滞金額 } 0 \text{ 円}$$

(千円未満の延滞金額の場合は徴収しません)

《延滞金収納の目安》

納期限後	延滞金計算の対象税額
1 日目	15,209,000 円以上
3 //	5,070,000 //
5 //	3,042,000 //
7 //	2,173,000 //
10 //	1,521,000 //
14 //	1,087,000 //
15 //	1,014,000 //
20 //	761,000 //
21 //	725,000 //
25 //	609,000 //
28 //	544,000 //
30 //	507,000 //